

## 介護保険法に係る指定事業者の指定の更新について

### 1 指定更新の概要

介護保険法により、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に6年間の期限が設けられています。指定事業者は、指定日から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期限満了により指定の効力を失い、介護報酬の請求ができなくなります。

つきましては、有効期限満了日の概ね2か月前に通知をお送りいたしますので、更新を希望される事業者は、通知に記載された期限内に指定更新の申請書を提出してください。

### 2 提出書類

指定更新時の提出書類一覧のとおり。

各様式につきましては、常総市ホームページ（下記アドレス）からダウンロードできますので御活用ください。

#### ○居宅サービス・介護予防サービス

[https://www.city.joso.lg.jp/kurashi\\_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/jyutaku\\_yobou.html](https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/jyutaku_yobou.html)

#### ○地域密着型サービス・居宅介護支援

[https://www.city.joso.lg.jp/kurashi\\_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/micshaku.html](https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/kaigojigyousha/micshaku.html)

#### ○常総市介護予防・日常生活支援総合事業

[https://www.city.joso.lg.jp/kurashi\\_gyousei/jigyousha/kaigo/shorui.html](https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/jigyousha/kaigo/shorui.html)

### 3 申請書提出前の休止について

休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできません。従って、有効期限満了日をもって指定の効力を失うこととなります。

### 4 申請書提出後の変更、廃止及び休止について

#### (1) 変更が生じた場合

通常の手続きに従い、変更届出書及び添付書類を、提出してください。

#### (2) 有効期限満了日前に、事業所を廃止又は休止する場合

指定の更新を受けることはできません。廃止又は休止する日の1か月前までに、廃止・休止届出書を提出してください。

### 5 複数のサービスの指定更新をあわせて行う場合の取扱い

同一事業所で複数のサービスの指定（許可）等を受けており、それぞれの指定の有効期限が異なっている場合、ある 1 つのサービスの更新にあわせて他のサービスについても有効期限をあわせて更新することができます。

上記の方法により更新を行う場合は、指定の有効期間を合わせて更新する旨の申出書に所定の項目を記入し、あわせて更新するサービスの更新書類も同時に提出してください。